

①

少子化・子育て支援に係る
経済的負担軽減対策懇談会
(第2回)

資 料

少子化・子育て支援に係る経済的負担軽減対策懇談会 (第2回) 次第

平成 27 年 1 月 22 日(木)午後 1 時 ～
ホテルセントノーム京都 2階 平安の間

1 開 会

2 あいさつ 山内 修一 京都府副知事

3 議 題

- (1) 子育て支援医療助成制度の拡充について
- (2) 第3子以降の幼稚園・保育園の保育料免除事業制度の創設について
- (3) その他

4 閉 会

<配布資料>

【資 料】少子化対策の拡充案について

【参 考】第3子以降保育料免除事業制度 参考資料

出席者名簿

【市町村等】

役職名	氏名	役職名	氏名
京保健康福祉局市長	高木博司	南福社事務所市長	榎本尚
福知山市副市長	伊東尚規	木津川市副市長	田中達男
舞鶴市副市長	木村学	大健山福社部町長	小国俊之
綾部市副市長	上原直人	久御山町副町長	田中悠紀彦
宇健康福祉部次長 兼老年福祉課	大下勝宣	井手町副町長	中谷浩三
宮市民津室市長	高村一彦	宇治田原町副町長	田中雅和
亀健康福祉部市長	小川泉	笠置町参事	田中義信
城陽市副市長	出野一成	和束町参事	大西峰夫
向健康福祉部市長	植田茂	精住華部町長	寺嶋喜信
長健康福祉部市長	池田裕子	南山城村副村長	岸本重司
八福社部市長	茨木章	京丹波町副町長	畠中源一
京田辺市副市長	鞍掛孝	伊根町副町長	小西俊朗
京丹後市副市長	大村隆	与謝野町副町長	和田茂
京事務局長 次長	山下恭弘	京事務局町村振興課 会長	藤井敏久

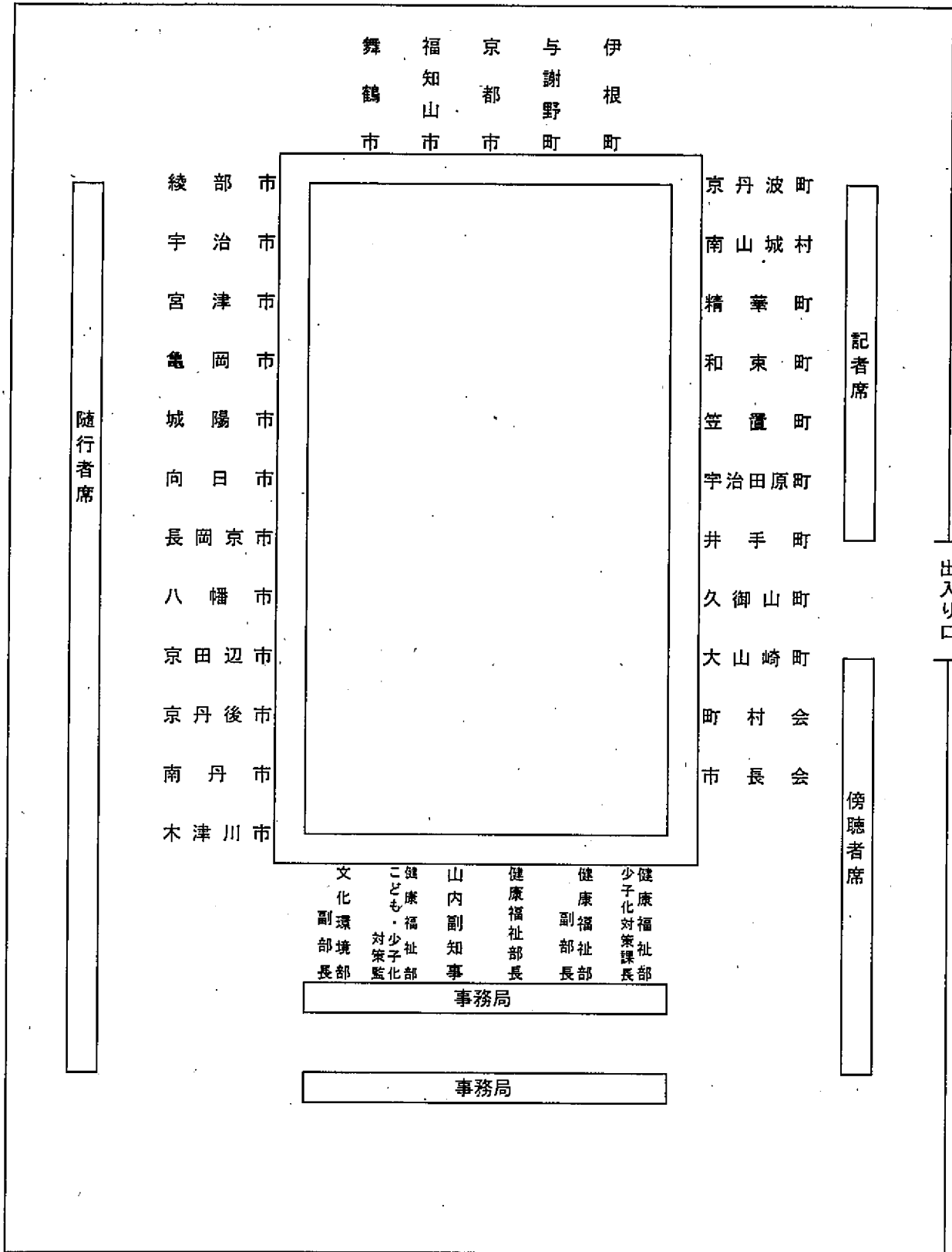
【京都府】

役職名	氏名	役職名	氏名
副知事	山内修一	健康福祉部長	山口寛士
健康福祉部監 こども・少子化対策	松村淳子	健康福祉部副部長	上條正和
文化環境部副部長	姫野孝宏		

少子化・子育て支援に係る経済的負担軽減対策懇談会(第2回) 配席図

日時: 平成27年1月22日(木) 午後1時～

場所: ホテルセントノーム京都 2階 平安の間



少子化対策の拡充案について

平成27年 1月22日
京都少子化対策総合戦略会議
経済的負担軽減検討部会

少子化・子育て支援の一環として、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、事業実施主体である市町村、医療・福祉・社会保障分野の有識者、関係団体の参画を得た「京都少子化対策総合戦略会議経済的負担軽減検討部会」において、子育て支援医療制度の拡充及び第3子以降の保育料免除制度の創設について検討を重ね、計4回の会議を経て、別紙のとおり拡充案をとりまとめた。

【検討部会 開催状況】

平成26年 9月 9日	第1回開催
平成26年10月 7日	第2回開催
平成26年11月 4日	第3回開催
平成26年11月28日	第4回開催

<別 紙>

1 子育て支援医療助成制度の拡充（案）

- (1) 制度概要：子どもの入・通院にかかる医療保険の自己負担（2～3割）が月200～3,000円を超えた場合、超えた分を全額公費で助成（財源：府、市町村1/2）
- (2) 実施時期：平成27年9月
- (3) 拡充内容：

	現 行		拡 充 案	
	入院	通院	入院	通院
対象年齢	小学校卒業まで		中学校卒業まで	
自己負担の上限額	月200円	3歳未満：月 200円 3歳以上：月3,000円	月200円	3歳未満：月 200円 3歳以上：月3,000円

2 第3子以降の幼稚園・保育園の保育料免除事業制度の創設（案）

- (1) 制度概要：
- ◆対 象：第3子以降の幼稚園・保育園児
 - ◆減 免 額：全額免除
 - ◆財 源：府、市町村1/2
 - ◆カバー率：75%

第3子以降の全ての園児を対象とした全額免除は全国初・全国トップの制度

- (2) 実施時期：平成27年4月
- (3) 制度内容：

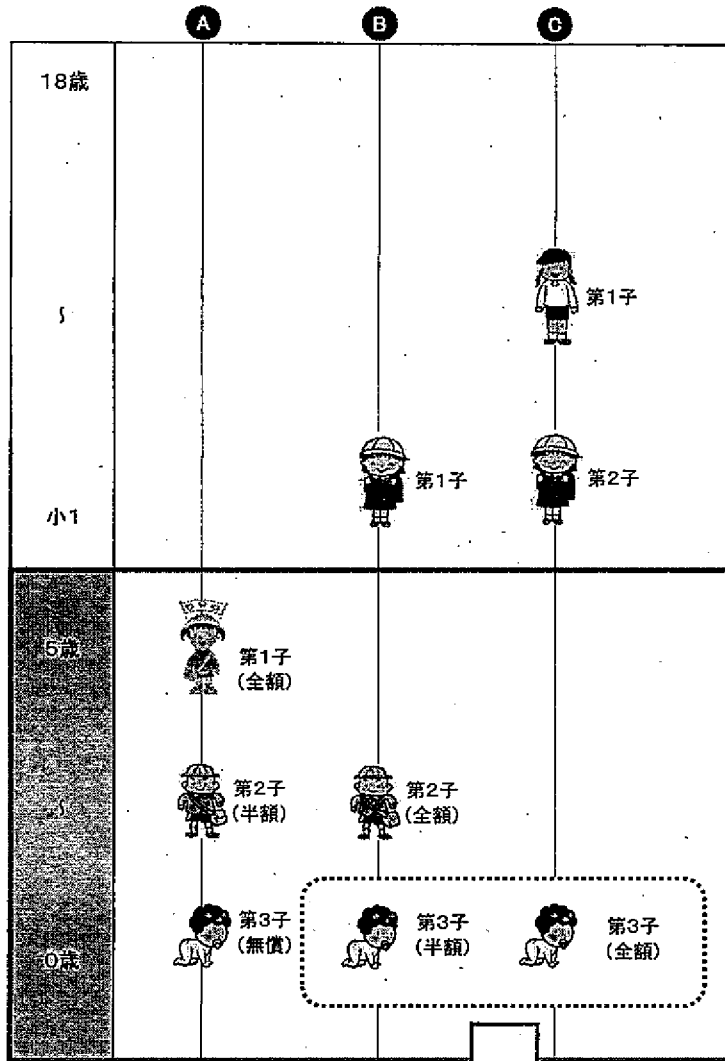
	免除要件案
年齢による対象世帯	18歳未満の児童が3人以上いる世帯
所得による対象世帯	国徴収基準額第5階層（推定年収約640<680>万円）まで

※< >は私立幼稚園利用世帯

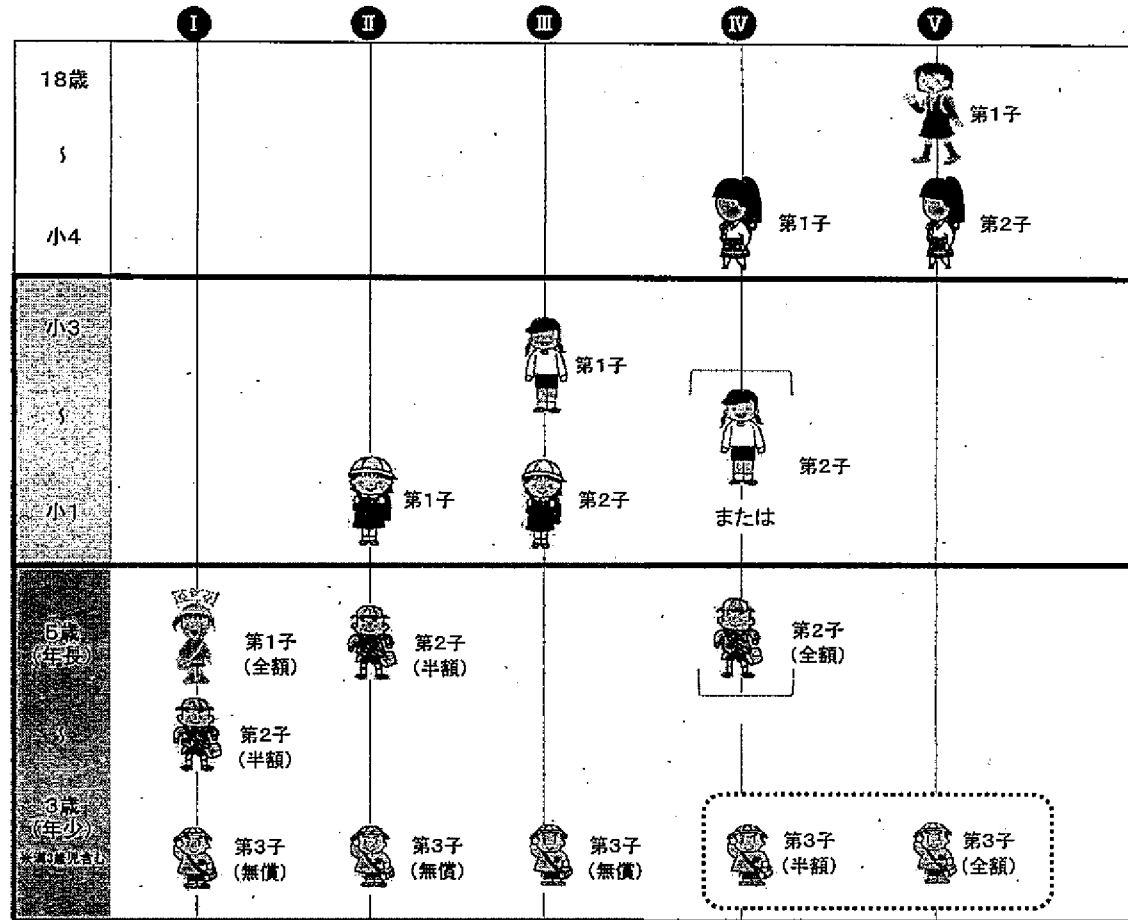
- (4) 事業に係る試算額：約16億円

保育所、幼稚園の保育料の負担について

保 育 所



幼 稚 園



無償化

参
考

第3子以降保育料免除制度 階層別府県一覧表

(平成27年1月現在)

年齢制限 補助制限	第3子以降対象			
	3歳未満児		年齢制限なし	
	減免上限あり	全額減免	減免上限あり	全額減免
所得制限	なし	なし	なし	なし
第7階層 (1,130万円)	徳島県(1/2減免) 群馬県(単) (上限3,000円) (第1子~) 青森県 (~4階層:2/3減免 5階層~:1/3減免) 島根県 (~4階層:2/3減免 5階層~:1/2減免) 山口県 (~4階層:全額免除 5階層~:1/2減免) 福島県(単) (~4階層:1/2減免 5階層~:1/4減免)	栃木県 福井県 和歌山県 香川県 高知県 大分県 (第2子:1/2減免)	富山県 (4歳未満児1/2減免 4歳児 1/3減免) 長野県 (上限3,000円) 長崎県 (市町村減免額の1/2)	
第6階層 (約930万円)	愛知県(政令市除く) (~4階層:全額免除 5・6階層:1/2減免)	埼玉県		
第5階層 (全国平均 約640万 円)			鳥取県 (2/3減免) 秋田県 (2・3階層:1/2減免 4・5階層:1/4減免) (第1子~)	京都府
第4階層 (約470万円)	茨城県 (上限3,000円) (第2子~)		兵庫県(単) (3才未満児上限5,500円) (3歳以上児上限4,000円) 鹿児島県 (1/2減免)	

※ 下線を引いている県は27年度新規に事業を創設する県